

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する
条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行います。
- 2 刑法等の一部を改正する法律により刑法が改正され、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されます。
これに合わせて、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により地方自治法が改正され、地方公共団体が条例で罰則を設ける場合、懲役及び禁錮ではなく拘禁刑を科すことになります。
これらの改正を踏まえ、所要の改正を行います。
- 3 その他規定の整備を行います。
- 4 この条例は、令和7年4月1日及び同年6月1日から施行します。